

第49回山梨県環境保全審議会（平成29年3月24日開催）

審議事項(3) 資料

第2期山梨県第二種特定鳥獣 (イノシシ)管理計画の策定について

みどり自然課

第2期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

平成27年5月の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、計画体系が見直されたことを受け、同年同月に第1期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定した。

同計画が今年度末に満了となるが、イノシシの生息状況、農林業被害状況を鑑み、イノシシの適正な管理を行うため、第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

ア 生息環境

イノシシは、身を隠せる草本、低木の茂み、食料を供給する落葉広葉樹林、竹林等及び食料、水を供給する水田放棄地を選択的に利用する。

イ 生息動向及び捕獲等の状況

（ア）生息動向

県内の市街地や高標高地域を除くほぼ全域に分布しており、平成15年度から平成22年度にかけて分布は若干拡大したが、その後平成27年度にかけてはやや縮小している。また狩猟におけるイノシシの目撃率及び捕獲率は、平成15年度から平成27年度にかけて減少傾向にあることから、生息密度も減少傾向にあると考えられる。

（イ）捕獲状況

平成20年度から平成24年度までの捕獲頭数は、3,000頭前後で推移し、平成25年度の捕獲頭数は1,951頭で、平成26年度は2,522頭、平成27年度は1,929頭で、隔年で増減を繰り返す傾向は変わらないものの長期的な傾向として減少傾向にある。

ウ 被害等及び被害防除状況

（ア）被害等の状況

平成19年度をピークとして平成20年度以降は、ほぼ横ばいの状況であったが、平成27年度は被害面積36ha、被害量218トン、被害金額44百万円であった。

（イ）被害防除の状況

平成23年度から平成27年度までにおける獣害防止面積の整備実績は、1,535haとなっている。

（2）管理の目標

①農業被害の抑制

②地域個体群の健全かつ適正な維持

（3）目標を達成するための施策の基本的考え方

特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の3つの項目をバランス良く計画的に実施する。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

基本方針

- ・奥山のイノシシについて管理捕獲を行わない。
- ・農業被害につながる里山の耕作地周辺に生息するイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標とする。

（1）狩猟

- ア 狩猟期間の1ヶ月延長 11/15～2/15 → 11/15～3/15
- イ 特例休猟区制度の適用（休猟区内でイノシシの狩猟が可能）
- ウ 冬期におけるくくりわなの輪の直径の規制緩和（12cm→20cm）

（2）有害捕獲

里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人、被害を受けている個人が実施

（3）管理捕獲

里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施

（4）捕獲数の目標

狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた年間捕獲目標頭数を3,000頭とする。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

（1）生息環境の保護

針広混交林の整備

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

（1）被害防止対策

- ア 集落周辺の環境整備 イ パトロール
- ウ 柵の設置等による被害防除の強化 ウ 地域ぐるみの取り組み

（2）モニタリング等

科学的・計画的な管理を遂行するため、生息状況（分布、生息密度）及び被害状況（農業者、農業団体等から被害品目、被害量等の情報収集）を把握し、フィードバックする体制の整備に努める。

（3）計画の実施体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施する。

（4）普及啓発・広報活動

住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について公表に努め、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知やイノシシに対する被害防止対策や生息環境管理など住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

（5）その他

管理事業の実施にあたっては、科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。



第2期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）

平成29年3月策定

山 梨 県

目 次

1 計画策定の目的及び背景.....	1
2 管理すべき鳥獣の種類.....	1
3 計画の期間	1
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	1
5 第二種特定鳥獣の管理の目標.....	2
(1) 現状.....	2
ア 生息環境	2
イ 生息動向及び捕獲等の状況.....	3
(ア) 生息動向.....	3
(イ) 捕獲状況.....	7
ウ 被害等及び被害防除状況.....	7
(ア) 被害等の状況.....	7
(イ) 被害防除の状況.....	9
(ウ) その他.....	9
(2) 管理の目標.....	9
(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	9
6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項.....	9
(1) 狩猟.....	10
(2) 有害鳥獣捕獲.....	10
(3) 管理捕獲（個体数調整のための捕獲）	11
(4) 捕獲数の目標.....	11
7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項.....	11
(1) 生息環境の保護.....	11
針広混交林の整備	11
8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	11
(1) 被害防止対策	11
ア 集落周辺の環境整備.....	12
(ア) 集落内農地土地利用形態の見直し	12
(イ) 野生動物を誘引する要素の除去	12
(ウ) 集落の周辺の森林（里山）の手入れ	12
(エ) 竹林の手入れ	12
(オ) 耕作放棄地等の解消	12
イ パトロール.....	12

ウ 柵の設置等による被害防除の強化	12
エ 地域ぐるみの取り組み	13
(ア) 学習会の開催	13
(イ) 合意形成	13
(2) モニタリング等	13
ア 生息状況	13
(ア) 分布	13
(イ) 生息密度	13
イ 被害状況調査	13
(3) 計画の実施体制	13
ア 計画の作成	13
イ 事業の実施	14
ウ 評価	14
(4) 普及啓発・広報活動	14
(5) その他	14
付属資料	17

1 計画策定の目的及び背景

本県では、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)を策定し、科学的で計画的なイノシシの保護管理事業を通して、農林業被害の軽減と地域個体群の保存を図ってきたが、イノシシによる農作物被害は、耕作放棄地の増加など集落がイノシシにとって出没しやすい生息環境となっていることなどにより、平成20年度以降ほぼ横ばいの状況である。

このような状況を踏まえ、平成24年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を総合的に実施するとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2期特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を策定し、取り組みを進めてきた。

こうした中、平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、これまでの保護のための管理から積極的な管理(鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること)に向けて、計画体系の見直しが行われ、平成27年5月に第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定した。

平成29年3月をもって、現行の第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画は計画の期間が終了することから、引き続きイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、第2期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成29年4月1日～平成34年3月31日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

イノシシの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分6秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市））。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465km²でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.2%が人工林である。また、森林面積の58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.4%、宅地が4.2%、道路が2.6%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

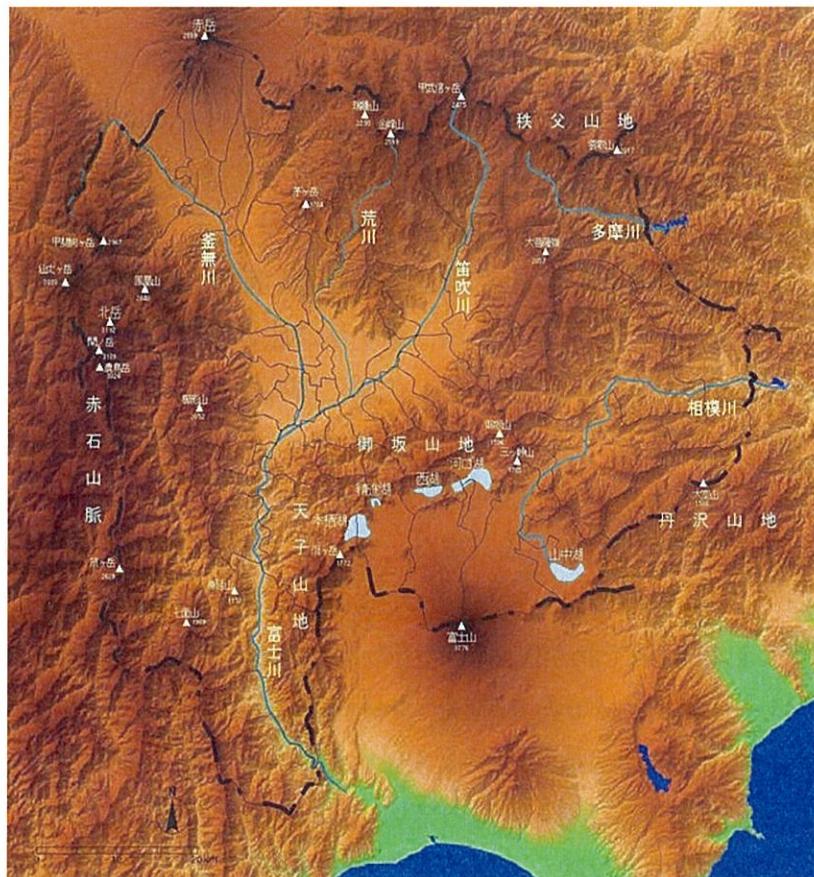


図1 山梨県の地形概要

本計画のイノシシは、春期（5、6月）にタケノコを、夏から初秋期（7～9月）に双子葉植物を最も多く採食すること、秋期（10～12月）にどんぐりなどの堅果類及び動物質、晩秋から冬期（11月～4月）に根・塊茎の採食量が増加することが報告されている。また、身を隠せる場所を好む習性がある。

すなわち、イノシシは、身を隠せる草本、低木の茂み、食料を供給する落葉広葉樹林、竹林等及び食料、水を供給する水田放棄地を選択的に利用する。

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(ア) 生息動向

イノシシは、県内の市街地や高標高域を除くほぼ全域に分布しており、平成15年度から平成22年度にかけて分布状況はやや拡大したが、その後平成27年度にかけてはやや縮小している。

また、狩猟におけるイノシシの目撃率及び捕獲率は、平成15年度から平成27年度にかけて減少傾向にあることから、生息密度も減少傾向にあると考えられる。

ただし、耕作放棄地の増加等により依然として集落に出没しやすい生息環境となって

いる。

a 山梨県内のイノシシの分布状況

(a) 平成 18 年度の分布状況

平成 18 年度における出猟カレンダーおよび痕跡密度調査によるイノシシの分布状況を図 2 に示した。調査対象メッシュは 181、非調査対象メッシュは 35 であった。生息確認メッシュは 145 あり、生息確認率は 80.1% であった。

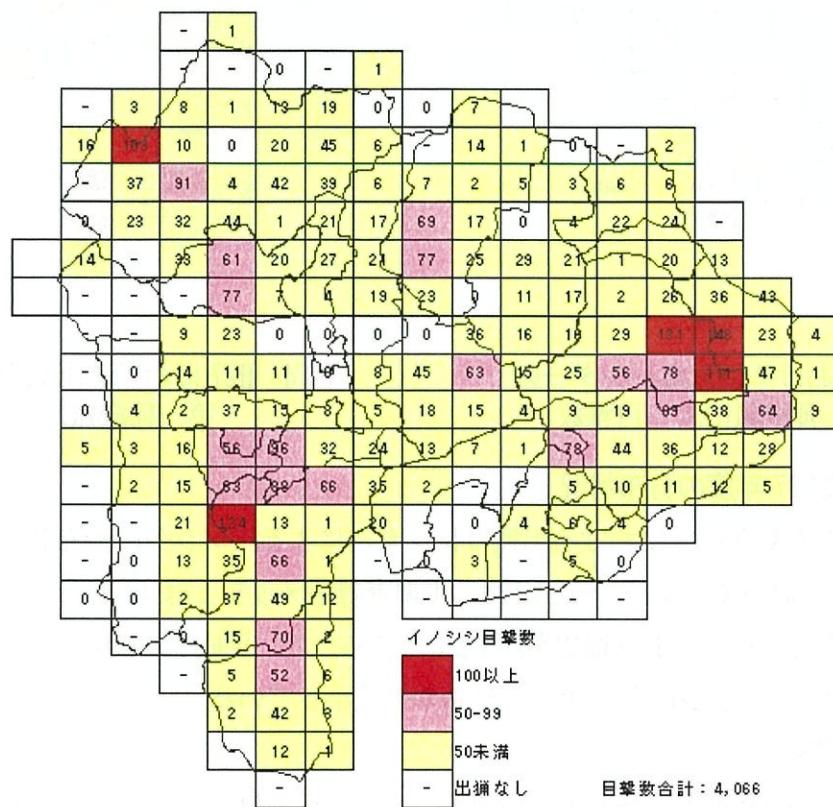
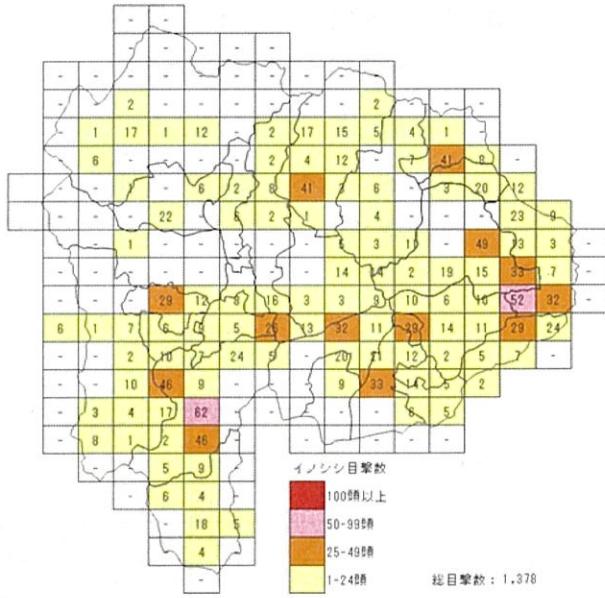
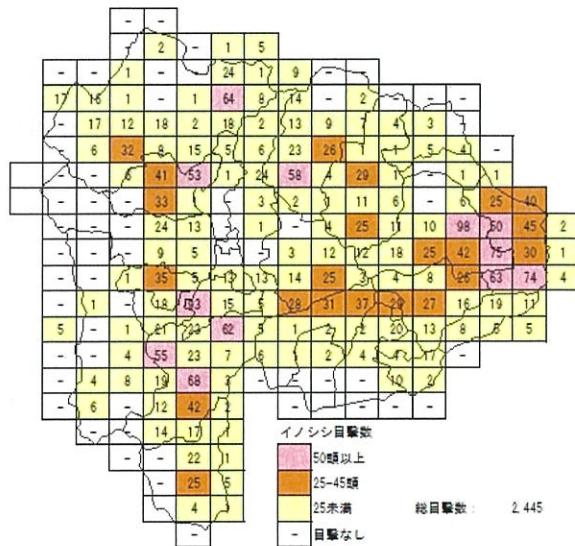


図 2 H18 における出猟カレンダーの
第一種銃猟による目撃数

(b) 平成 25 年度の分布状況

次に平成25年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図3のとおりである。調査対象メッシュは 180、非調査対象メッシュは 36 であった。生息確認メッシュは 145 あり、生息確認率は 80.5% であった。平成 18 年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況とほぼ同程度となっている。



(c) 平成27年度の分布状況

次に平成27年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図4のとおりである。調査対象メッシュは174、非調査対象メッシュは42であった。生息確認メッシュは127あり、生息確認率は72.9%であった。平成25年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況よりもやや縮小している。

b 生息密度

イノシシの繁殖率は堅果類の豊凶等による餌資源量の年変動により大きく変化することが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。(平成26年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より)

次に平成15年度から27年度までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表1、図5に示した。上記の観点からイノシシの密度指標を評価すると、捕獲率は年変動が大きいが、全体的には目撃率の年変動と一致している。また、目撃率、捕獲率共に若干減少傾向にあり、イノシシの生息密度は、やや減少していると考えられる。

表1 第一種銃獵における目撃率および捕獲率の変化

年度	出獵人日数	イノシシ目撃数				イノシシ捕獲数				目撃率	捕獲率
		成獣	幼獣	不明	合計	オス	メス	幼獣	不明		
H15	10,167	1,933	746	222	2,901	407	247	104	-	758	0.29
H16	7,585	2,290	814	285	3,498	497	336	174	-	1,007	0.46
H17	9,088	2,582	1,205	367	4,154	479	339	149	-	967	0.46
H18	10,041	2,814	868	286	4,066	675	524	189	-	1,388	0.40
H19	11,487	2,208	980	321	3,509	412	328	118	-	858	0.31
H20	11,057	2,421	994	415	3,830	515	412	189	-	1,116	0.35
H21	10,228	2,266	989	373	3,628	593	420	152	33	1,198	0.35
H22	12,062	2,116	755	280	3,151	572	398	128	51	1,149	0.26
H23	10,475	1,970	823	286	3,089	535	376	140	33	1,084	0.29
H24	10,027	1,657	579	209	2,445	505	351	139	20	1,015	0.24
H25	8,747	1,189	459	208	1,856	240	195	62	8	505	0.21
H26	9,337	1,463	614	260	2,337	394	289	144	25	852	0.25
H27	7,750	901	939	175	1,415	223	167	45	-	435	0.18

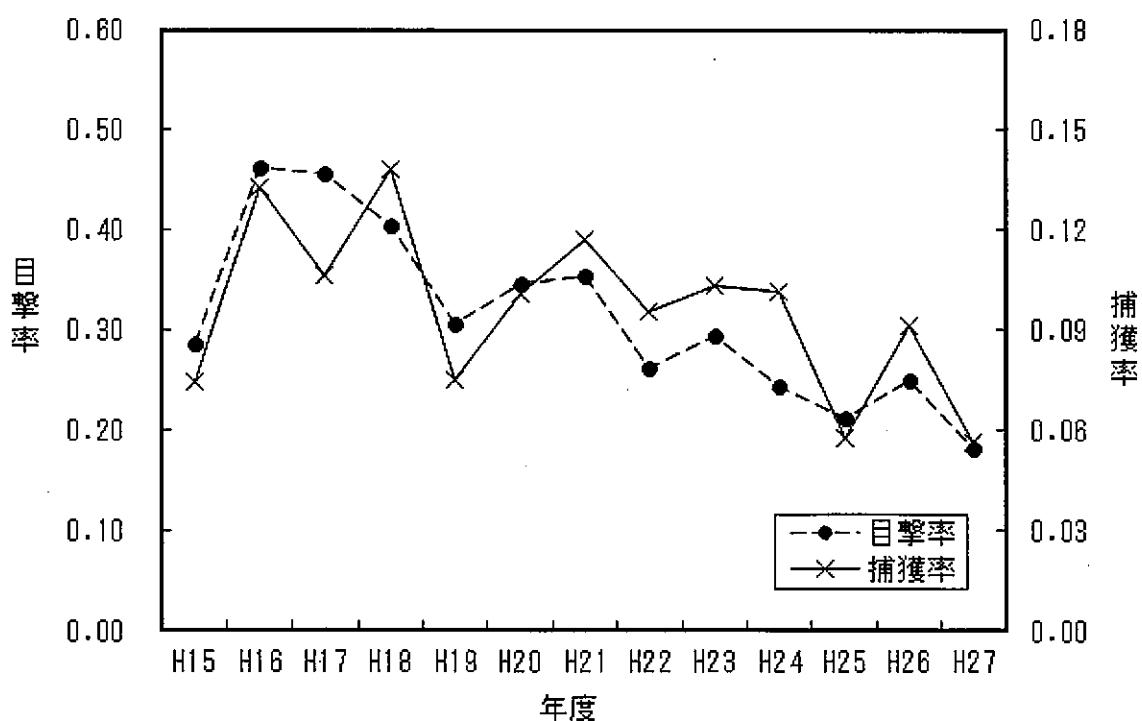


図5 第一種銃獵における目撃率と捕獲率の変化

(イ) 捕獲状況

狩猟、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は、平成20年度から平成24年度まで3,000頭前後で推移し、平成25年度は1,951頭、平成26年度は2,522頭、平成27年度は1,929頭で、隔年で増減を繰り返す傾向は変わらないものの長期的な傾向として減少傾向にある。

a 狩猟

本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで1ヶ月間延長している。平成18年度から平成27年度までの狩猟による捕獲頭数は、14,326頭であり、1年あたり1,432頭となっている。同じく延長期間における捕獲頭数は、2,292頭であり、1年あたり229頭となっている。

延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は、16.0%となっており猟期の延長により捕獲圧を強化できているといえる。

また本県では、平成19年度から特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもイノシシを捕獲できることとした。

b 有害捕獲

有害捕獲は、管理捕獲を本格的に実施した平成20年度以降、100頭から200頭までの頭数で推移している。

c 管理捕獲（個体数調整のための捕獲）

管理捕獲は、平成18年度から始まり、本格実施した平成20年度以降に1,000頭前後で推移している。

表2 捕獲目的別の捕獲頭数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
狩 猎	1,313	1,573	1,271	2,443	1,156	1,713	1,676	1,775	1,433	1,602	681	1,154	693
うち延長分	—	—	—	(370)	(231)	(275)	(283)	(263)	(219)	(221)	(95)	(216)	(119)
有害捕獲	650	639	562	1,393	412	185	178	151	110	269	112	133	174
管理捕獲	—	—	—	151	145	798	1,004	1,271	999	1,857	1,158	1,235	1,062
合 計	1,963	2,212	1,833	3,987	1,713	2,696	2,858	3,197	2,542	3,728	1,951	2,522	1,929

ウ 被害等及び被害防除状況

(ア) 被害等の状況

a 農作物被害の状況

平成 19 年度をピークとして平成 20 年度以降は、ほぼ横ばいの状況であったが、平成 27 年度は被害面積 36ha、被害量 218t、被害金額 44 百万円であった。

被害が横ばいである原因としては、平成 20 年度から平成 24 年度までの捕獲頭数は約 2,500 頭から約 3,700 頭、平成 25 年度以降の捕獲頭数は約 1,900 頭から約 2,500 頭で推移しており、捕獲が生息数の減少に寄与していることが挙げられるが、その一方で耕作放棄地の増加によりイノシシが集落に出没しやすい環境となっており、依然としてイノシシによる被害は多い。

図 6 イノシシによる農作物被害状況



b 耕作放棄地面積の推移

平成 27 年農林業センサスの結果では、本県の耕作放棄地面積は 3,014ha であり、平成 22 年センサス時に比べ、面積で 104ha 減少しているが、依然として多い。

表 3 耕作放棄地面積の推移

	年	経営耕地面積(ha)	耕作放棄地面積(ha)
山梨県	平成12年	21,328	2,959
	平成17年	18,931	3,252
	平成22年	17,817	3,118
	平成27年	14,632	3,014
全 国	平成12年	3,883,943	210,019
	平成17年	3,608,428	223,372
	平成22年	3,353,619	214,140
	平成27年	- (※)	217,933

(出典:農林業センサス (農林水産省))

※平成 27 年農林業センサスより※の調査が廃止された

(イ) 被害防除の状況

平成 23 年度から平成 27 年度までにおける獣害防正面積の整備実績は、1,535ha となっている。

表4 獣害防正面積の整備状況

(単位 : ha)

獣害防 止面積	H23	H24	H25	H26	H27
	335	305	274	317	304

(ウ) その他

イノシシは、古くから食料、衣料、日常生活品のための重要な資源で、狩猟の対象とされてきた。現在でも魅力ある狩猟資源として活用されており、経済的価値も持っている。また、最近 30 年ほどの間に大型獣を対象とする大物猟への嗜好が高まる中で狩猟者にとって最も重要な動物の一つとなっている。

よって、個体数を調整する上で管理捕獲等だけでなく狩猟が重要な役割を担っている。

(2) 管理の目標

イノシシによる被害の多くは農作物被害であり、生活被害や林業被害を出すことは少ないことから、最も重視すべきことは、農作物被害の抑制であるとともに、古くから狩猟の対象として価値の高い野生動物であること、また生物多様性保全の観点から、地域個体群の保全に配慮が必要であるとの視点に立って、本計画では次の 2 点を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の抑制
- ② 地域個体群の健全かつ適正な維持

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

管理の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の 3 つの項目をバランス良く計画的に実施する必要がある。また、柵の設置により捕獲がしやすくなり、生息環境管理の効果を十分なものとすることができるなど、これらの 3 項目は相互に深く関係性を持っていることから、総合的に実施する必要がある。

施策を実施する際には、被害防除地域（被害を重点的に防ぐ場所）を定め、その上で上記 3 項目を計画的かつ総合的に行う。生息密度を適正な水準に減少させるには個体数調整だけでなく耕作放棄地などの生息環境の改善を行うことが不可欠である。これらの対策により被害を減少させることができる。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

当面の数の調整に関する基本方針を以下のように定め、それにしたがって、狩猟、有害捕獲、及び管理捕獲の実施方法、並びに捕獲数の目標を以下のように定める。

〔基本方針〕

イノシシによる被害の多くは農作物被害であることと、狩猟者の減少により捕獲の努力量が低下するおそれがある現状をふまえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。具体的には以下のとおりとする。

- ・ 奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。
- ・ 農業被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。

(1) 狩猟

県内全域の狩猟圧を高めるため、次の施策を実施する。

ア 特例休猟区制度の適用

- ・ イノシシについて特例休猟区制度を適用する。休猟区が設定された際は、その区域内におけるイノシシの狩猟を可能とする。

イ 狩猟期間の延長

- ・ 狩猟期間については、11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1ヶ月間延長することとする。但し、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。

ウ くくりわなの輪の直径の規制緩和

- ・ イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりわなによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりわなに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりわなによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの誤認捕獲を防止するため、わなの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

(2) 有害鳥獣捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で市町村、

農業協同組合等の法人及び被害を受けている個人等が実施する。

実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に対応する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(3) 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施時期は、通年であるが、メスの成獣の妊娠期間中や特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。

捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択して行う。

管理捕獲の実施にあたっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。

ツキノワグマの活動期間である4月～12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(4) 捕獲数の目標

基本方針に従って狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた捕獲数の目標を以下に定める。

県内に生息するイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、過去10年（平成18年度～27年度）における捕獲頭数の平均値は、2,712頭であることから、耕作放棄地周辺等の里山における捕獲の取り組みの一層の強化により3,000頭を目標とする。

また、農作物の被害状況やモニタリング調査の結果をふまえ、必要に応じて捕獲圧の調整や捕獲数の目標の見直しを行う。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 生息環境の保護・整備

針広混交林の整備

これまでに造成された針葉樹一斉林を複層林や広葉樹との混交林に誘導し、多様な森林構成にするよう整備する必要がある。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

イノシシにとって集落や地域をエサ場と認識させない取り組みを行うには、個人の努力だけでは限界があり地域ぐるみで被害防止対策に取り組む必要がある。被害が発生している地域、特に中山間地域における耕作放棄地や、耕作地周辺の山林（里山）の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供すると考えられるので、これら被害発生の要因除去に努める。

ア 集落周辺の環境整備

（ア）集落内農地土地利用形態の見直し

あまり食べようとしない作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

（イ）野生動物を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生獣に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

（ウ）集落周辺の森林（里山）の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畠などの人間の生活圏に入りにくくする。

（エ）竹林の手入れ

春から初夏にかけて生長するタケノコは、イノシシのえさとなるので、竹林を適切に管理することによって、竹林を拠点として集落に入りにくくする。

（オ）耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

イ パトロール

前述の里山や耕作放棄地の管理、集落内の誘引要素の除去の効果をさらに高めるため、これらの地域の獵犬を使ったパトロールや地域住民による利用が重要となる。人の動きが頻繁になることで、イノシシをはじめとした野生動物の警戒心を持続させ、集落に寄せつけない効果を得る。

ウ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣撲くんライト」等）といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果がある。

農業者等は、被害状況に応じて電気柵等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ必要に応じて一定規模の農地や集落を獣害対策用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また里山と農地の間に柵を設置し、被害軽

減と棲み分けを図る。

県は、設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

電気柵等の効果を持続させるには、定期的な下草の除去や見回り等適切な維持管理を行う必要があり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

工 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

(ア) 学習会の開催

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

(2) モニタリング等

本計画は平成28年度までに実施されたイノシシ生息等モニタリング調査、被害調査等の結果に基づいている。しかし、イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多く、今後さらなる調査研究が必要である。

ア 生息状況

モニタリングは科学的・計画的な管理を遂行するために必須である。そのため、以下の情報を把握し、フィードバックする体制の整備に努めるものとする。

(ア) 分布

出獵カレンダー（単位：5kmメッシュ）により、毎年その状況を把握する。（様式：付属資料）

(イ) 生息密度

密度指標として、生息実態調査で行ったように、捕獲数、CPUE（出獵人日数当たりの捕獲数で表される捕獲効率）、目撃数、WPUE（出獵人日数当たりの目撃数で表される目撃率）、痕跡密度を総合的に分析し、判断することが必要である。

イ 被害状況

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農作物被害状況調査」等により、農業者、農業団体等の協力を得て被害品目、被害量等の情報を収集する。

(3) 計画の実施体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、

自然保護団体等が連携して実施することとする。

ア 計画の作成

各市町村は、本計画と整合性のとれた、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定する。

また、これらに関連した捕獲等に関する実施計画を作成する。

県は、各市町村等が作成した実施計画を取りまとめ、個体数調整の計画頭数等を定めた実施計画を毎年度策定する。また、モニタリングの結果に基づいて計画の見直しや次期計画の策定を行うものとする。

イ 事業の実施

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、事業を実施するものとする。なお、県は、市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進めるものとする。

ウ 評価

山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会等の意見を聞く中で、毎年度、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を、第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度実施計画の作成に反映させる。

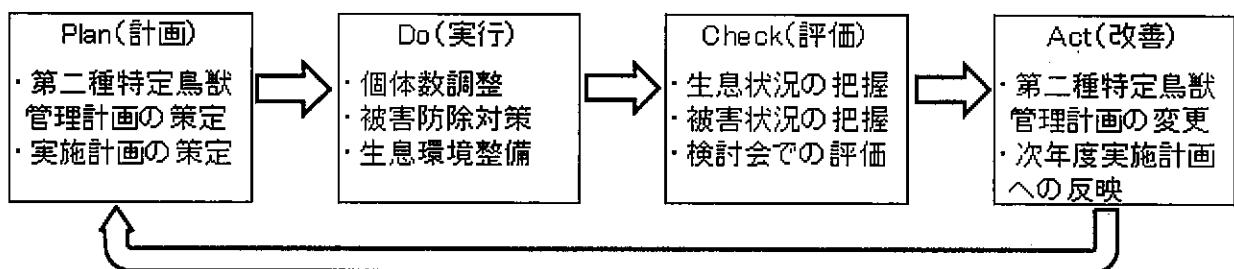


図7 計画の実施体系

(4) 普及啓発・広報活動

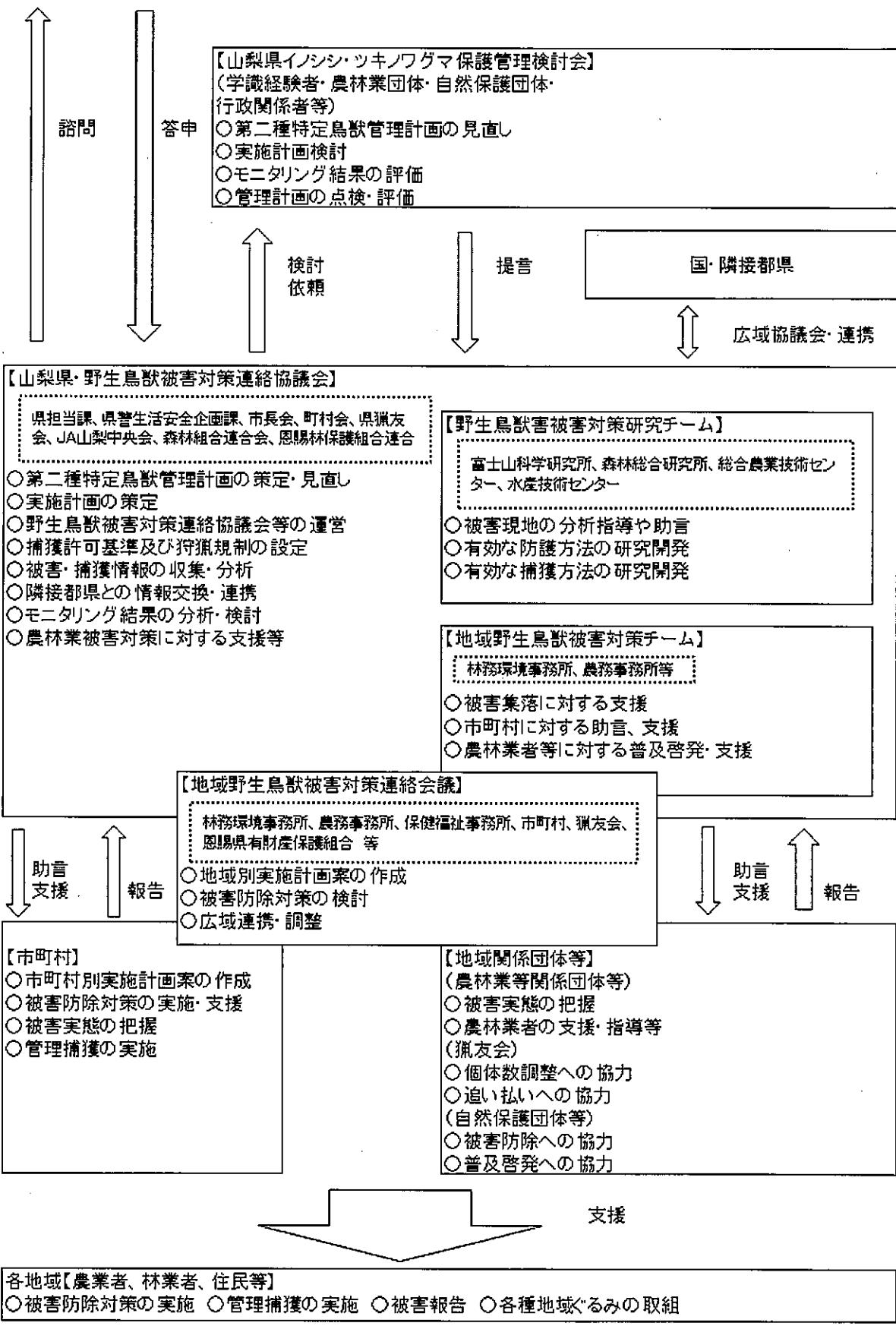
管理事業の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう務める。

市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知やイノシシに対する被害防止対策や生息環境管理など住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(5) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。

県環境保全審議会



付 屬 資 料

狩猟による捕獲状況

- ① イノシシ捕獲数の経年変化
- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数
- ③ 狩猟者登録数
- ④ 年齢別狩猟者数の推移
- ⑤ 狩猟者登録率の推移
- ⑥ イノシシに係る特定計画策定の経緯

出獵カレンダー様式

狩猟による捕獲状況

① 山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化

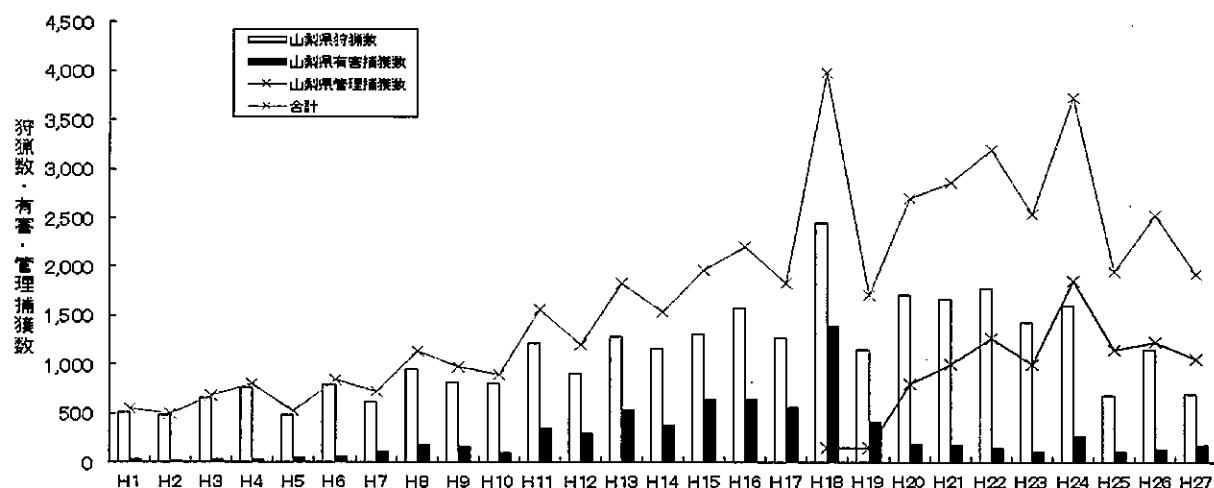


図8 山梨県のイノシシ捕獲数の推移

表5 山梨県のイノシシ捕獲数の推移（図8の基礎データ）

山梨県	山梨県狩猟数	山梨県有害捕獲数	山梨県管理捕獲数	合計
H1	512	35		547
H2	482	19		501
H3	652	35		687
H4	768	33		801
H5	481	39		520
H6	785	55		840
H7	615	107		722
H8	955	181		1,136
H9	817	162		979
H10	800	94		894
H11	1,216	353		1,569
H12	908	297		1,205
H13	1,290	536		1,826
H14	1,166	373		1,539
H15	1,313	650		1,963
H16	1,573	639		2,212
H17	1,271	562		1,833
H18	2,443	1,393	151	3,987
H19	1,156	412	145	1,713
H20	1,713	185	798	2,696
H21	1,676	178	1,004	2,858
H22	1,775	151	1,271	3,197
H23	1,433	110	999	2,542
H24	1,602	269	1,857	3,728
H25	681	112	1,158	1,951
H26	1,154	133	1,235	2,522
H27	693	174	1,062	1,929

出典: 県集計データより

② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数

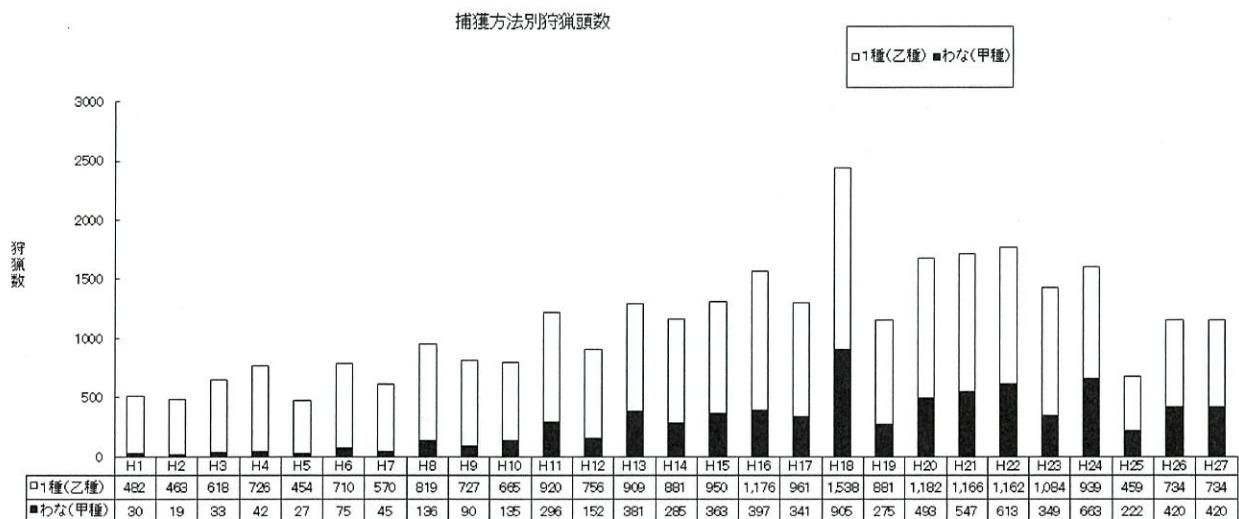


図9 山梨県の平成元年度から27年度までの狩猟免許別の狩猟数

③ 狩猟者登録数

● 狩猟者登録状況(県内)

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数	4,599	4,496	4,350	4,155	4,035	4,050	3,903	3,863	3,863	3,658	3,549	3,521	3,409	3,346	3,279	3,023	2,924	2,871	2,871	2,741	2,666	2,547	2,437	2,381	2,366	2,356	2,472
減数	/	-93	-146	-195	-120	15	-147	-40	0	-205	-108	32	-172	-63	-67	-256	-99	-53	0	-130	-75	-119	-110	-56	-15	-10	116

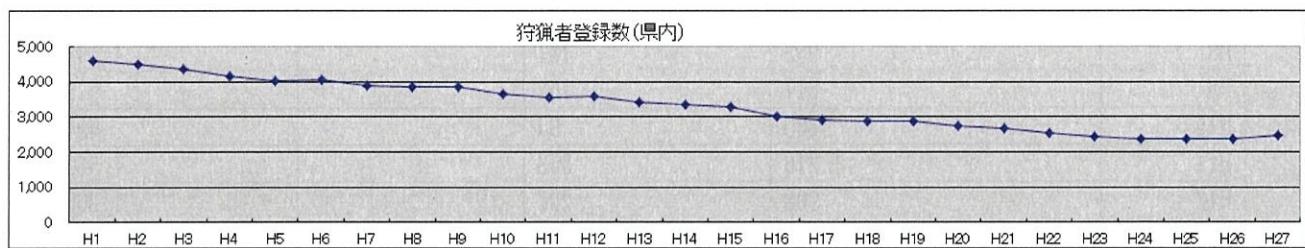
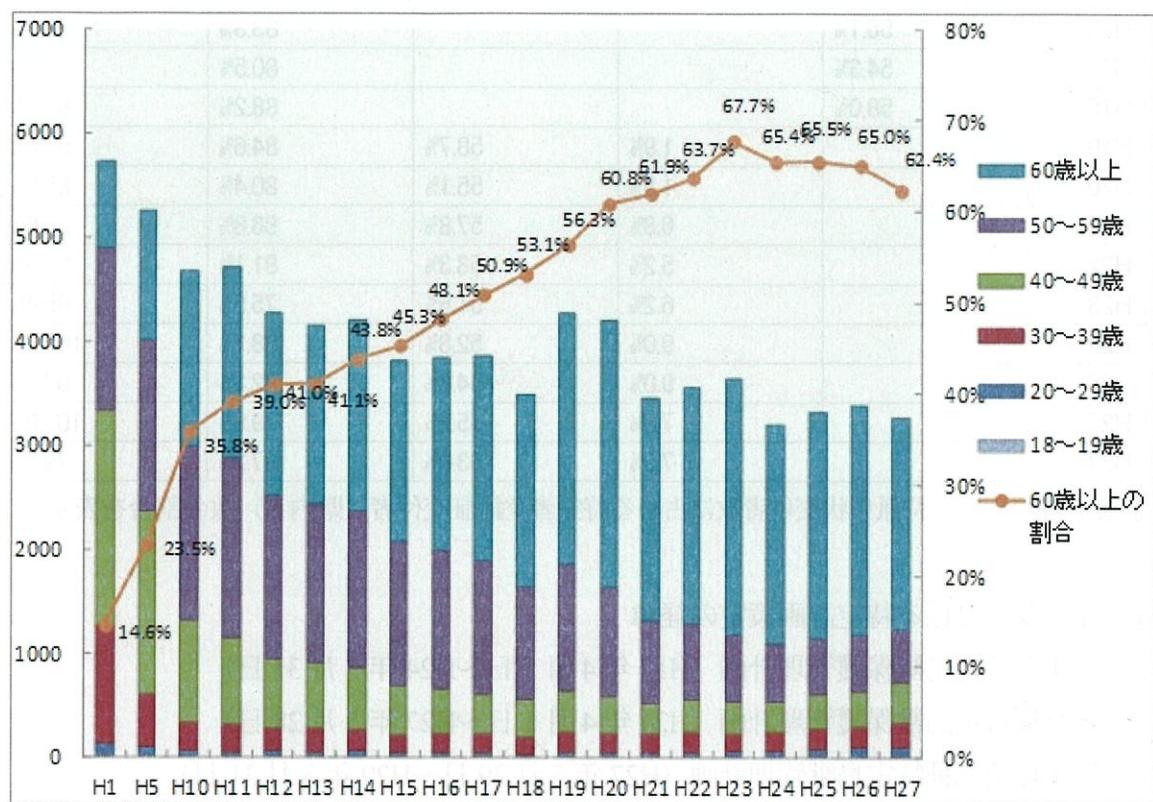


図10 山梨県の狩猟者登録数の推移

④ 年齢別狩猟者数の推移

山梨県における年齢別狩猟免状交付状況(免状保有者数)



年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数		3,484	4,266	4,196	3,455	3,559	3,647	3,193	3,317	3,380	3,265
18~19歳	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1%
20~29歳	人数	40	55	44	47	54	61	60	76	94	102
	%	1.1%	1.3%	1.0%	1.4%	1.5%	1.7%	1.9%	2.3%	2.8%	3.1%
30~39歳	人数	165	200	200	183	194	175	190	208	211	235
	%	4.7%	4.7%	4.8%	5.3%	5.5%	4.8%	6.0%	6.3%	6.2%	7.2%
40~49歳	人数	345	389	351	300	306	307	286	316	339	384
	%	9.9%	9.1%	8.4%	8.7%	8.6%	8.4%	9.0%	9.5%	100%	11.8%
50~59歳	人数	1,084	1,220	1,048	786	739	635	570	544	540	504
	%	31.1%	28.6%	25.0%	22.7%	20.8%	17.4%	17.9%	16.4%	16.0%	15.4%
60歳以上	人数	1,850	2,402	2,553	2,139	2,266	2,469	2,087	2,173	2,196	2,038
	%	53.1%	56.3%	60.8%	61.9%	63.7%	67.7%	65.4%	65.5%	65.0%	62.4%

図 11 山梨県の年齢別狩猟者数の推移

⑤ 狩猟者登録率の推移

表 6 狩猟免許別狩猟者登録率の推移

	甲(網わな)	網	わな	乙(第一種)	丙(第二種)
H16	56.1%			83.3%	81.2%
H17	54.3%			80.5%	70.4%
H18	58.0%			88.2%	86.9%
H19		1.9%	58.7%	84.6%	69.4%
H20		1.5%	55.1%	80.4%	85.5%
H21		6.8%	57.8%	86.8%	84.9%
H22		5.2%	53.3%	81.1%	97.9%
H23		6.2%	51.6%	75.5%	85.4%
H24		9.0%	52.8%	88.1%	102.3%
H25		9.0%	54.8%	82.3%	97.7%
H26		7.8%	55.2%	79.9%	105.0%
H27		7.9%	63.0%	87.2%	79.5%

狩猟者登録率は、狩猟免状交付者数に占める狩猟者登録証交付者（県内者）数の割合を表す。

⑥ イノシシに係る特定計画策定の経緯

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画（H17年4月1日～H24年3月31日）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（H24年4月1日～H27年5月28日）
- ・第1期第二種特定鳥獣管理計画（H27年5月29日～H29年3月31日）

山梨県ニホンジカ・イノシシ出獵カレンダー（わな猟用）

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。
登録証返納の際、出獵の有無に關わらず、必ず提出してください。】

氏名	年令	才	狩猟歴	年	狩猟者登録番号
シカ猟出獵の有無	有	無		イノシシ猟出獵の有無	有

罠設置期間	罠を設置したメッシュ番号	罠の種類	罠の台数	シカ力		イノシシ		皮膚病(疥癬など) と疑われる個体について記入 (イノシシのみ)
				♂	♀	♂	♀	
記入例 11/16～11/30	0 9 6	くくり罠・箱罠・囲い罠	7	1		1	0	0
記入例 11/20～11/30	0 9 6	くくり罠・箱罠・囲い罠	2		1	0	0	皮膚病 1
記入例 12/1～12/10	1 1 0	くくり罠・箱罠・囲い罠	5	1		0	0	
～		くくり罠・箱罠・囲い罠						
～		くくり罠・箱罠・囲い罠						
～		くくり罠・箱罠・囲い罠						

ニホンジカ・イノシシの狩猟期間(11月15日～翌年3月15日)中の期間となります。

裏面へ続く

No.

山梨県ニホンジカ・イノシシ出猟力レンダー（第一種銃猟用）

【この力レンダーは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条「報告徵収」の一環として記入していただくものであります。

登録証返納の際、出猟の有無に問わらず、必ず提出してください。】

※2人以上のグループで出猟した場合の捕獲数と目撃数は、報告が重複しないように、その日のグループ代表者がまとめて記入して下さい。

氏名	シカ獣出猟の有無	年令	才	狩猟歴	年	狩猟者登録番号	クマ獣出猟の有無			有	無
							シカ力	シカ力	シカ力		
記入例 12/10	出猟した地域 の メッシュ番号	出猟した地城 の メッシュ番号	グループ 出猟人數 (本人を 含む)	シカ力 目撃数	シカ力 捕獲数	シカ力 目撃数	イノシシ 目撃数	イノシシ 捕獲数	イノシシ 捕獲数	イノシシ 捕獲数	皮膚病 (疥癬など) と疑 われる個体について記入 (イノシシのみ)
記入例 1/26	1	1	4	6人	1	2	1	1	0	0	0
記入例 2/12	0	2	3	1人	0	0	2	0	1	0	1
/	0	2	3	5人	0	2	0	0	1	0	0
/				人							

ニホンジカ・イノシシの狩猟期間(11月15日～翌年3月15日)中の期間となります。

裏面へ続く

第2期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画
平成29年3月策定

山梨県森林環境部みどり自然課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話055-237-1520

